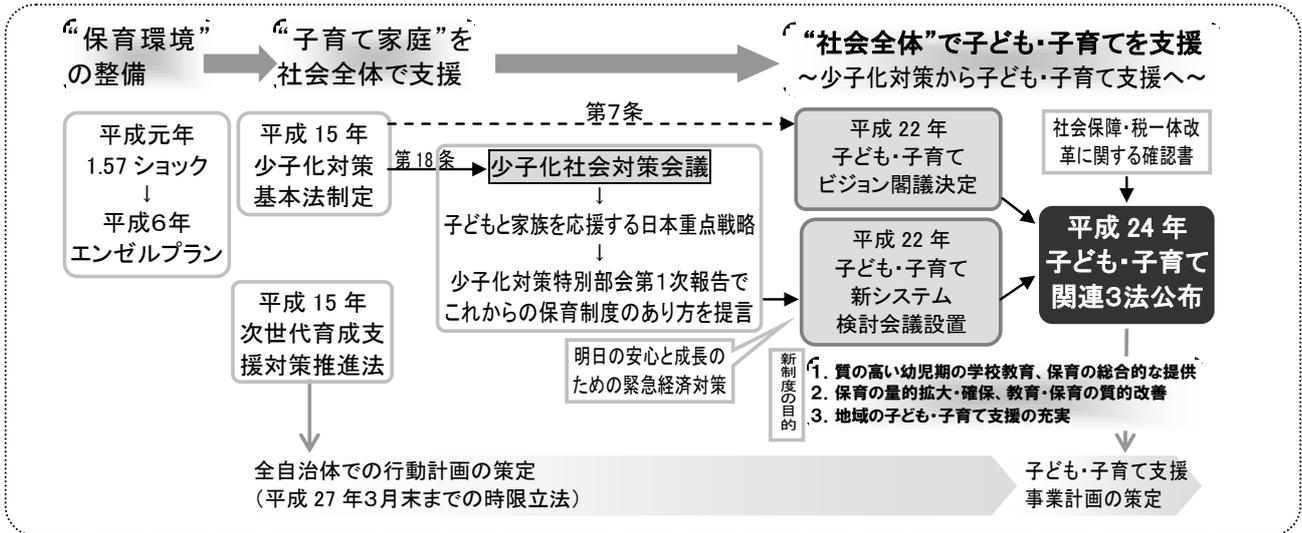


子ども・子育て支援新制度について

1. 子ども・子育て支援をめぐる国の動き

■子ども・子育て支援を取り巻く国の動向



年	国の主な流れ	内容
平成22年	「子ども・子育てビジョン」閣議決定（1月29日）	「少子化対策」から「子ども・子育て支援」への転換を打ち出す。平成26年度を目標年度として数値目標を設定。
	子ども・子育て新システム検討会議設置（1月）	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行う。
平成24年	子ども・子育て支援システムの基本制度について（3月2日）	少子化社会対策会議決定。子ども・子育て新制度の基本的な方向性が取りまとめられる。
	通常国会に子ども・子育て関連3法案を提出（3月30日）	「総合こども園」の創設や、施設型給付の創設、制度ごとにバラバラな政府の推進体制・財源の一元化などが提示される。
	社会保障・税一体改革に関する確認書（6月15日）	自由民主党・公明党・民主党の3党合意。「総合こども園」の創設に代わる認定こども園制度の改善、認可基準の緩和などによる大都市部の保育需要の増大への対応などが盛り込まれる。
	子ども・子育て関連3法公布（8月22日）	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法が公布される。
平成25年	子ども・子育て会議設置（4月）	内閣府に設置。子ども・子育てに関する諸事項を審議・調査する役割を担う。地方自治体においても地方版子ども・子育て会議を順次設置することとされている。

■子ども・子育て支援を取り巻く国の動向(抜粋)

現行の次世代育成支援行動計画策定後、主には以下のビジョンや法律が成立しています。

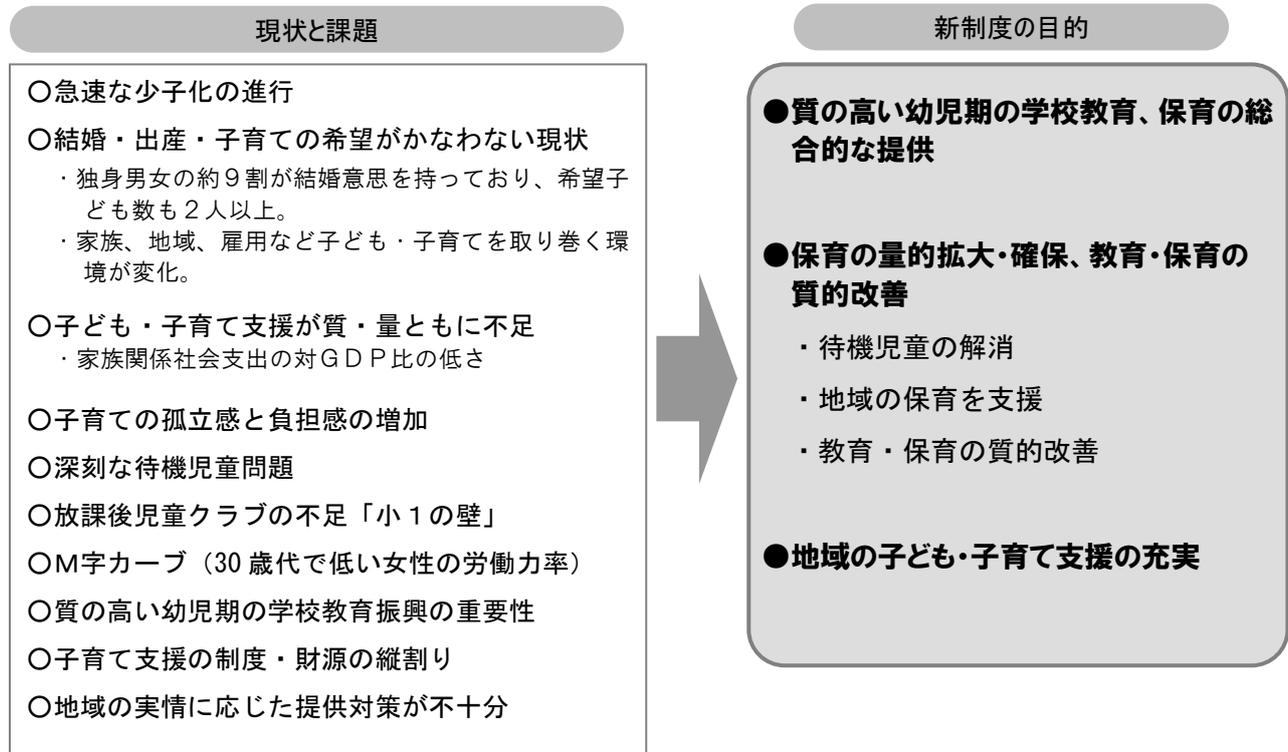
① 「子ども・子育てビジョン」(平成 22 年 1 月 29 日 閣議決定)

<p>子どもと子育てを 応援する社会</p>	<p>家族や親が子育てを担う 《個人に過重な負担》</p> <p style="text-align: center;">➔</p> <p>社会全体で子育てを支える 《個人の希望の実現》</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもが主人公（チルドレン・ファースト） ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和
<p>基本的考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会全体で子育てを支える 2 「希望」がかなえられる
<p>目指すべき社会への 政策 4 本柱</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ 2 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ 3 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ 4 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ (ワーク・ライフ・バランスの実現)

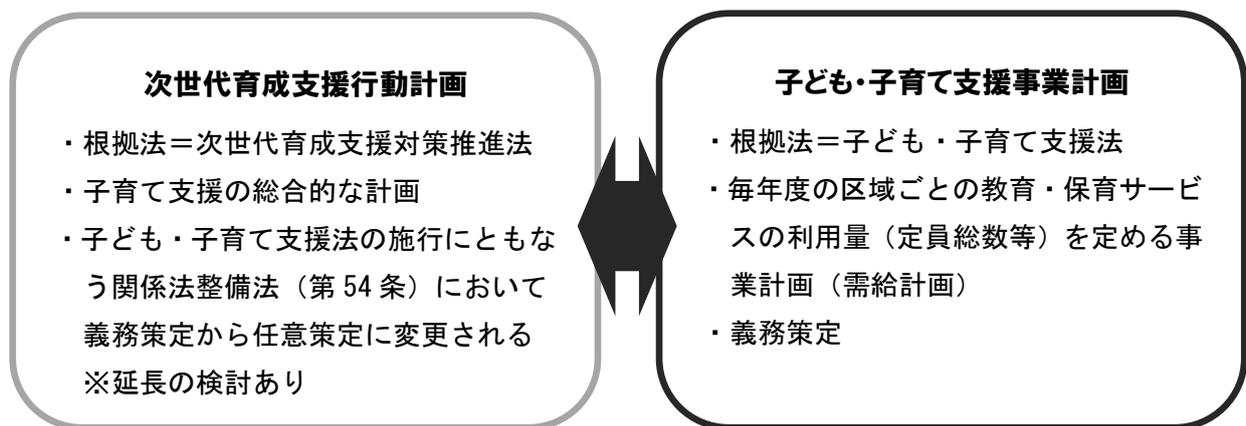
② 「子ども・子育て関連3法」(平成 24 年8月成立)

<p>3 法の趣旨</p>	<p>保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進</p>	
<p>主なポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設 ○認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等) ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実 	
<p>○子ども・子育て支援法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 総則 (2) 子ども・子育て支援給付 (3) 給付対象施設・事業者 (4) 地域子ども・子育て支援事業 (5) 子ども・子育て支援事業計画 (6) 費用等 (7) 子ども・子育て会議等 (8) 雑則 (9) 罰則 (10) 附則 	<p>○認定こども園法の一部改正法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目的規定の修正 (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実 (3) 幼保連携型認定こども園の認可等 (4) その他 	<p>○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法の一部改正 (2) 内閣府設置法の一部改正など、55の関係法律について規定を整備

■子育てをめぐる全国的な現状と課題および新制度の目的



■次世代育成支援行動計画と子ども・子育て支援事業計画との関係



※今のところ、次世代の内容を含めるかは、市町村の判断となっている

前述記載内容等をふまえて重要と考えられるキーワード

- 子どもが主人公（チルドレン・ファースト）
- 「少子化対策」から「子ども支援・子育て支援」へ
- 「福祉」「教育」の連携（量の確保と質の改善）
- 生活と仕事と子育ての調和（ワーク・ライフ・バランス）

2. 「子ども・子育て支援」の概要

子ども・子育て家庭の状況に応じた支援策の検討



さまざまな「子ども・子育て家庭の状況に応じた需要の把握」 「現在の利用状況」+「今後の利用希望」



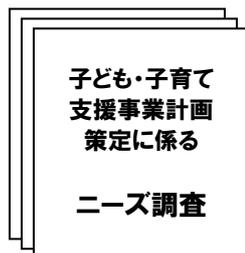
地域の子ども・子育て支援策の検討

- 必須事項や任意事項の検討
- 地方版子ども子育て会議の開催

善通寺市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 4 月以降～ 計画的な整備

- アンケート調査によるニーズ等の把握
家庭の状況に応じた教育・保育ニーズを把握し、今後の需要を見込むために実施します。



ニーズ調査
(国が示す共通設問)
国への提出が求められる部分(特定事業、その他自治体比較の指標)

「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」のニーズを把握し、「必要量」を事業計画に反映します。

【独自設問】

地域の子ども・子育て支援、連携・協働のあり方

地域の子ども・子育て支援、連携・協働のあり方など、「保育と教育の質」を把握し、施策等に反映します。

【～補足～】

■施設型給付、地域型保育給付の内容

施設型給付 : 教育・保育サービスのうち認定こども園、幼稚園、保育所を利用する保護者に対して支給される給付をいいます。
これまで、認可保育所や幼稚園など、施設によって異なっていた財政支援がこの施設型給付に統合され、教育・保育サービスの一本化した運営が期待されています。
また、これまで認可外とされていた保育所も、一定の基準を満たせば施設型給付の対象となり、財政支援安定化によって保育施設の量的拡充につながると考えられています。

地域型保育給付 : 市町村が運営（委託）する「地域型保育事業」を利用する保護者に対して支給される給付をいいます。
都市部でも比較的設置が容易で、かつ3歳未満児に重点をおいた小規模な保育施設を増やすことで、待機児童数の解消が期待されています。

～地域型保育事業の種類～

- 小規模保育（利用定員6人以上 19人以下の小規模な施設での保育サービス）
- 家庭的保育（利用定員5人以下で、保育士などの家庭的保育者の居宅その他の場所での保育サービス）
- 居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅での保育サービス（ベビーシッター））
- 事業所内保育（従業員の子どもその他、地域において保育を必要とする子どもも対象にした保育サービス）

～地域型保育事業の位置づけ～



【3法で規定される新制度推進のための体制】

- 市町村が実施主体
- 社会全体による費用負担
- 政府の推進体制
- 子ども・子育て会議の設置

3. 市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する項目について

計画策定にあたっては、以下の項目の検討が必要となります。

子ども・子育て支援の意義

◎子ども・子育てビジョン、子ども・子育て関連3法の趣旨など、計画策定の意義

幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

◎幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方（基本理念など）

◎子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働体制

子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）

◎子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

◎幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業についての現在の利用状況、利用希望

◎市町村間の調整、県との協議・調整について

必須記載事項

◎教育・保育提供区域の設定

◎各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

◎地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

任意記載事項

○産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

○子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

・児童虐待防止対策の充実

・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

○労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

・仕事と子育ての両立のための基盤整備

計画の推進にあたって

○計画の推進への定期的な点検・評価について

○地方版子ども・子育て会議（本会議）の役割と運営について

○制度の周知と当事者の意見の反映

■子ども・子育て支援事業計画の策定にあたって

次世代育成支援行動計画から子ども・子育て支援事業計画への移行に向けては、現行計画をふまえつつ、新しい計画に掲載すべき内容の検討を進めていくこととなります。

善通寺市次世代育成支援行動計画(後期計画)

- 施策の体系**
- 1 安心して子どもを産める環境づくり
 - (1) 子ども課の設置
 - (2) 「満足できるお産」の普及
 - (3) 子ども・家庭支援センター整備構想の実現
 - (4) 親・子育ての出発点からの総合的なコーディネート
 - 2 健やかなこどもの成長支援
 - (1) 母子の健康づくりと食育の推進
 - (2) 要保護児童対策の強化
 - 3 保育サポートの充実
 - (1) 保育所環境の充実
 - (2) 保育サービスの充実
 - (3) 在宅児も含めた預かり支援の充実
 - (4) スタディーアフタースクールの充実
 - 4 子育て家庭の社会的孤立の解消
 - (1) 地域子育て支援センターの機能強化
 - (2) 情報提供・相談の充実
 - (3) 親子が気軽に立ち寄れる場所への支援
 - (4) 地域ボランティア活動の活性化
 - 5 子育てにかかる経済的負担の解消
 - (1) 各種手当や制度の適正な見直し・周知
 - 6 子育てを支援する生活環境の整備
 - (1) 子育てに配慮した居住環境施策の推進
 - (2) 交通安全対策、防犯対策、その他事故防止対策の徹底
 - (3) 子育てバリアフリーのまちづくり
 - 7 子育てに対する周囲の協理解解の促進
 - (1) 家庭内・地域における協理解解の促進
 - (2) 企業による子育て支援の促進
 - 8 心の通った子どもの育成
 - (1) 多様な遊び場の確保
 - (2) 幼少一元化の推進と幼児教育の振興
 - (3) 学校教育環境の充実、家庭教育への支援
 - (4) 地域資源を活かした育成環境の整備
 - (5) 非行防止、有害環境への対策
 - 9 次世代の親育て
 - (1) 子どもを生み育てることの意義の学習
 - (2) 不安定就労若年者への啓発・支援

市町村子ども・子育て支援事業計画

< 必須記載事項 >

- ◎教育・保育提供区域の設定
- ◎各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

< 任意記載事項 >

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ・障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

4. 善通寺市子ども・子育て支援会議の役割

地域の子ども・子育て支援事業計画の策定をはじめとする自治体における子ども・子育て支援に関する施策は、児童福祉・幼児教育双方の観点を持った方々の参画を得て、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施する必要があります。

このことを担保するために、子ども・子育て支援の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について継続的に調査・審議する「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務として規定されています。

※子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項、第 2 項（市町村等における合議制の機関）に規定

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）の利用定員の設置に関する意見聴取
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）の利用定員の設置に関する意見聴取
- (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関する意見聴取
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項、実施状況の調査審議